

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名：江戸川区

候補者のお名前：多田正見

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願い申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうかと考えますか。次の中から一つお選びください。

- ① 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないと思う。
4. その他（

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかとこの考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え全額公費でも耐震補強をすべきだとの考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 金額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
- ② 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他（

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

- ① 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他（

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

- 1. 全額公費助成はすべきではない。
- 2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
- 3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
- 4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。

⑤ その他（一部助成を実施している）

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

- 1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
- 2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
- ③ 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。

4. その他（ただし、分譲マンションの全管理組合に限る）

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、僱用できる工務店が工事を行うことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行う取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

- 1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
- 2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。

③ 耐震補強推進協議会を設けたい。（病院、教育、保育施設等の管理者も含めた連携を想定している）

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
2. 昭和56年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
3. 条例などによって、昭和56年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。

⑤ その他（「築年」は公表され、耐震診断の履歴やその結果についても、

質問5. その他、震災対策に関するお考えについて  
 (800字程度以内でお書きください。別紙でも結構です)

別紙

取引時の重要事項説明に含まれるなど、一定の制度改正がなされた上で、不動産業の指導・監督権限は都にあり、特別区が条例制定する意義や効果については、十分な検討が必要である。

ご協力、ありがとうございました。

## 震災対策に対する考えについて

江戸川区の地勢は東京東部低地であり、江戸川の河口に発達した軟弱な沖積層で形成され、地震による液状化の危険性の高い地域である。大きな地震の発生は、区民の生命、財産に深刻な被害を及ぼす可能性が高い。これまで国や都と共に、土地区画整理事業（約 1500 億円）、市街地再開発事業及び密集住宅市街地整備促進事業等（約 4000 億円）、都市計画道路事業等の道路・橋梁整備（2100 億円）、河川耐震護岸整備等（約 1000 億円）、総額約 8600 億円を投入し、まちづくりを行ってきた。これらのまちづくり事業は、事前に取り組むことができる災害対策そのものであるともいえる。また、関東大震災や阪神・淡路大震災で多くの緑が人々の命を救った過去の教訓に学び、公園事業は防災上の重要な事業として取り組むべきであり、これまでの成果を踏まえつつ、今後とも震災に強いまちづくりを強力かつ計画的に推進しなければならない。

また、区の約7割がゼロメートル地帯となっている低い地域であることから、江戸川区においては、地震に加え水害に対する備えも災害対策の重要な要素である。江戸川区は周辺をすべて大河川に囲まれ、ハリケーン「カトリーナ」による甚大な被害を受けたニューオリンズのような地勢であり、水害や震災に対応する避難場所の整備に取り組むことが喫緊の課題である。

一方、災害に対する備えは、区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守り」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という地域力の向上が必要不可欠である。

この地域コミュニティの向上が「共育、協働」であり、災害時にお互いが助け合う共助の精神の柱として、これからも区民と共に育んでいかなければならないと考えている。

\* 事業費は平成元年に事業中、もしくは以降に事業開始したものの累計である。